

令和5年 12 月 14 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案
に関する意見募集の結果について
(うち建築基準法施行規則の一部改正案部分)

国土交通省では、令和5年8月4日(金)から9月2日(土)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案に関する意見募集を行いました。このうち建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部改正案について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※政令案に関する意見募集の結果につきましては、令和5年9月13日付で、建築物省エネ法施行規則等の一部改正案に関する意見募集につきましては、令和5年9月25日付で公表しております。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案（うち建築基準法施行規則の一部改正案部分）に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※1の個人・団体から合計1件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

○建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部改正に関するご意見

【区画された主要構造部の部分の位置等の表示（新設）】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
<p>区画された主要構造部の部分の位置等を表示する目的とその表示内容は何か。</p> <p>また、通常の火災時において、建築物の存する者のすべてが防火上及び避難上支障がない主要構造の廊下等を経由しないで避難階までの避難を終了させるには、建築物利用者に出入口等の表示を見せるよりも、避難誘導灯などを避難経路に適切に配置する方が有効ではないか。</p>	<p>建築物の出入口等においては平面図等に区画の位置を示した表示を行うことを想定しており、有事に消防隊に区画の存在やその位置を示すことを主な目的としております。（誘導灯の設置に関しては、火災時に在館者を円滑に避難させることを目的として、消防法において規定されております。）</p>